

苫小牧港津波避難計画意見提出手続要領

（趣旨）

第1 この要領は、苫小牧港を利用する企業等の意見を広く把握し、計画に反映させるため、苫小牧港津波避難計画案の意見提出手続について必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2 意見提出をすることができる対象は、苫小牧市又は厚真町で活動する法人その他の団体、苫小牧市又は厚真町に住所を有する者、勤務する者、学ぶ者とする。

（意見提出手続）

第3 苫小牧港津波避難計画案の意見提出手続を行うにあたって次の各号に掲げる事項を公表する。

- （1）計画案の趣旨、目的
- （2）計画案の内容
- （3）意見の提出先、提出方法及び意見提出期間

2 公表することとされた事項の公表は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- （1）インターネットの利用
- （2）当該事項を記載した資料の閲覧及び配布
- （3）その他適当と認められる方法

3 意見提出手続により提出される意見には、次の各号に掲げる事項が付記されなければならない。

- （1）当該意見を提出する者の氏名（法人その他の団体については、名称及び代表者の氏名）
- （2）当該意見を提出する者の住所（法人その他の団体については、所在地）

4 意見提出手続における意見提出期間は、第1項に掲げる事項を公表した日から起算して30日以上とする。

（意見提出手続の特例）

第4 苫小牧港津波避難計画案の意見提出手続を行う場合においては、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第4項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、同条第1項第1号及び第2号に掲げる事項を公表する際その理由を明らかにしなければならない。

（意見書の提出）

第5 意見提出手続は、所定の様式（意見書等）に記入し、苫小牧港管理組合が定める期間、方法により、総務部港湾振興室港湾振興課へ提出するものとする。

（提出意見の考慮）

第6 苫小牧港津波避難計画の策定にあたって、意見提出期間内に提出された意見（以下「提出意見」という。）を十分考慮することとする。

（結果の公表）

第7 苫小牧港津波避難計画の公表と同時期に、次に掲げる事項を公表することとする。

- （1）計画の題名及びその内容
- （2）意見提出手続の実施を公表した日
- （3）提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

(4) 提出意見を考慮した結果及びその理由

- 2 苫小牧港管理組合は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項3号の提出意見に代えて、当該意見を整理又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を一般の閲覧に供することとする。
- 3 苫小牧港管理組合は、前2項の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
- 4 苫小牧港管理組合は、当該計画を策定しないこととした場合は、その旨並びに第1項第1号及び第2項に掲げる事項を速やかに公表する。

附則

この要領は、平成29年2月3日から実施する。